

## チボリ・ジャパン社取締役会の概要について

12月17日(月)、チボリ・ジャパン社の取締役会が岡山市内で開催され、チボリ・インターナショナル社との再交渉や今後の経営方針について協議が行われた。その概要は、次のとおりである。

### 1 チボリ・インターナショナル社との再交渉について

坂口社長から、再交渉に対するチボリ・インターナショナル社の意向を、ファックスでやり取りした上で、役員等を派遣して確認したが、「チボリ・インターナショナル社は、交渉の門戸は開いているが、再交渉に入るためには、同社が提案した投資計画等にチボリ・ジャパン社が確実に取り組むことが最低条件である。」こと等が報告され、協議の結果、①依然としてハードルが高いこと、②投資に必要な資金調達が目途が立たないこと、③名称が使用できたとしても、県・市の支援が得られないこと(県民・市民公園化は、市の相応の協力が前提)から、再交渉には入らないこととなった。

別添資料1	12月10日付けT I社へのFAX
別添資料2	12月10日付けT I社からのFAX
別添資料3	12月11日付けT I社へのFAX
別添資料4	12月16日デンマークでの会談概要

### 2 今後の経営方針について

チボリ・インターナショナル社との再交渉に入らないこと及び会社の経営見通し等を踏まえて、今後の経営方針について議論されたが、結論には至らなかった。今後、会社において、移行期間後は地代の公的負担がないことを前提に、公園運営についての複数の案を作成し、来年1月中旬に開催される予定の取締役会で検討することとなった。

チボリ・インターナショナル  
リーブスト社長殿

最後にお目にかかってから久しくなりますが、貴殿におかれましてはご健勝のこととお祈り申し上げます。

さて、2007年11月29日に開催されました当社取締役会におきまして、一部の取締役より、貴殿におかれましては、当社との提携とチボリの名称に関して再交渉する余地があるとお考えをお示しになっておられると承りました。これを受けまして、当社取締役会といたしましては、当社との再交渉についての貴殿のご意志をご確認させていただきたく思っております。

ご承知のとおり、1年近くに及んだ提携契約交渉におきましては、当社の財務状況が極めて厳しい状況にあるため、貴殿が要求される投資額については、当社として応じかねることが主たる理由で、新しい契約締結には至りませんでした。交渉が再開されるとした場合、当社の条件は基本的には変わっておりませんが、①投資は、当社のキャッシュフローが許す範囲で行う、②投資を含め、主要事項の検討はワークショップの開催を通して行うが、当社の最終的な経営方針は、当社の取締役会で決定する、③両者の協力関係は、従前の提携契約と基本的には同様の内容とする、④貴殿が指定管理者制度の導入を認めることなどを前提に、再度、名称使用について交渉する余地があるのかどうか、貴殿のお考えをお知らせいただければ幸いです。

もし、本件についての貴殿のお考えが前向きなものであれば、トップ会談を行う前に、事務方の会談をデンマークにおいて行い、諸条件についての詰めをさせていただければと考えております。現在、当公園の今後を巡る議論が岡山県や岡山県議会で行われていることもあり、当社として12月17日（月）午後に当社取締役会を予定しております。出来れば、その取締役会で貴殿のお考え等について議論が出来れば幸いと考えており、急な話ではございますが、もし貴社のご都合が許せば、12月14日（金）あるいは15日（土）にデンマークにおいて貴社のご担当者与会談のため、当社の徳田専務ほか1名を派遣することを考えております。

つきましては、勝手を申し上げますが、本件についての貴殿のお考えと、14日（金）あるいは15日（土）＜14日（金）が望ましいですが＞のデンマークでの会談が可能か、飛行機便の手配等もございまして、出来れば日本時間12月11日（火）夕刻までに、返信を賜れば幸いです。

貴殿のご理解とご協力に感謝いたします。

チボリ・ジャパン株式会社      社長 坂口 正行

岡山県倉敷市寿町 12-1  
チボリ・ジャパン株式会社  
宛先：坂口正行社長

FAX:+81-86-434-1003  
ページ数:1 ページ

日付:2007年12月10日

坂口社長殿

本日付の貴 FAX 有難うございました。貴殿もご健勝のことと存じます。

TJ 社がチボリ名称を継続して使用することに関し、TI 社が TJ 社との新たな交渉に入ることに  
関心を持つための最小基準は、TI 社の(2007年2月の)「開発計画」に提示されている投資  
提案及びコミットされた協力の概念が、前向きに/確実に取り組まれることとあります。その点に  
おいて、我々の立場は、2007年中旬の交渉終了以来変わっておりません。

もし、両当事者が新たな交渉に入るのであれば、TI 社にとりましては、「開発計画」が倉敷チボ  
リ公園の投資サイズ、特に乗り物構成に関する基礎を形成することが必須となります。同様に、  
過去 10 年間を特徴づけたものをはるかに超えた真剣でコミットされた協力条件が、将来の関  
係を規定しなければなりません。再度、「開発計画」の締結を言及いたします。

以前交渉された「協力及び開発契約」は、将来の協力に対する条件を規定します。それ故、  
TI 社は、両当事者が満足できる「協力及び開発契約」を結ぶという条件でのみ、DMS(指定  
管理者制度)の導入を承認することができます。

TJ 社が上記に合意できるのであれば、私は徳田氏及び TJ 社を代表する同行者とのコペンハ  
ーゲンでの会議を歓迎いたします。但し、ご提案頂きました日程に関しましては、先約がある  
ため、12月16日(日)の正午前後の会議を提案いたします。

ご協力に感謝いたします

チボリ  
Lars Liebst

宛先：

チボリ・インターナショナル  
リーブスト社長

日付：

07. 12. 11

内容：

チボリ名称の継続使用に関する貴殿のご見解をお示しいただいた07. 12. 10付けの貴信ありがとうございます。

昨日発信した当社レターの第3パラグラフで記しました当社の条件とは合致しておりませんが、当社としては、再度事務方による作業で相違点についての調整が可能なものかの努力をさせていただきたいと考えております。

そのため、当社の徳田専務と服部ジェネラルマネージャーを下記の予定で、デンマークに派遣をいたしたいと考えております。

- ✓ 出張者：徳田修吾 専務取締役 服部新生 ジェネラルマネージャー
- ✓ スケジュール：
  - 07. 12. 15 (土) 日本発 同日コペンハーゲン着 (KL1139)
  - 07. 12. 16 (日) 10:00AM ~ 貴社との交渉
  - 07. 12. 17 (月) コペンハーゲン発 KL1128

ご協力とご理解をいただけますよう、よろしくお願いいたします。

チボリ・ジャパン株式会社  
社長 坂口 正行

## 報告

チボリ・ジャパン社（T J社）の取締役会において、チボリ公園として、チボリの名称で再建すべきという提案がなされ、交渉再開の用意があるかどうか、チボリ・インターナショナル社（T I社）の意向を確認するため、デンマーク コペンハーゲンのチボリ公園にて会談を行った結果、その要旨は次のとおりである。

## 記

## 1 日程

12月16日（日）11:30～13:00 T I社との会談

## 2 出席者

T I社        ラース リーブスト社長  
              ジェイコブ クロー プロジェクトマネージャー  
T J社        徳田修吾 専務取締役  
              服部新生 ゼネラルマネージャー

## 3 会談の概要

## (1) T I社の交渉再開の前提条件

T I社は、T J社がチボリの名称を継続して使用することについて、T I社が2007年2月に提示したライドの投資等の開発計画の実行をT J社が約束するとともに、T I社とT J社の間で協議された開発協力契約が締結されることが新たな交渉に入る前提条件であること。またT I社の基本的な姿勢、考え方は、開発協力契約について協議していた本年2月のときと変わっていないことを確認した。

T I社は、いつでもドアを開け、新たに交渉を再開する用意はあるが、T J社から新たな具体的な提案があり、新たな協力関係をつくり、新たな投資が真剣に検討されなければならないと主張した。

## (2) T J社の考え方・意見

T J社は、これまでの交渉の経緯から、この交渉に入る前提条件として次のことについてT I社の考え方を求めた。

## ① ライドにかかる投資はT J社のキャッシュフローの範囲内において行う。

T I社 ライドにかかる投資については、金額だけの問題ではなく、T I社が提案する投資計画を実行することおよびお互いの信頼のある協力関係が必要である。

## ② 投資を含め、T J社の経営方針はワークショップの決定にかかわらず、最終的に当社の取締役会で決定する。

T I社 株式会社である以上、投資の判断は取締役会にて判断することだが、ワークショップで決めたことを実行することをどのようにして保証するのか。

- ③ 両社の協力関係は、従前の提携契約と基本的に同一内容とする。  
T I 社 名称に関する移行契約が締結されているので、従前の提携契約に戻ることはない。新たな契約の可能性について話し合うことになる。
- ④ チボリの名称使用を前提に、指定管理者制度の導入を認める。  
T I 社 指定管理者制度の導入は、開発協力契約が合意に達していないと認められない。指定管理者制度を導入するという仮定では話せない。
- ⑤ T I 社の基本的な考え方として、チボリの名称を使用することは、公園のコンセプトを守り、質を高めることであり、その為には新たな投資が必要という考えは、変わっていない